

令和2年度山形県緊急経営改善支援金交付申請書（兼実績報告書）

山形県知事 殿

記入例

令和 2 年 5 月 15 日

申請事業者 〒990-8570 所在地 山形県山形市松波二丁目8番1号

フリガナ ヤマガタショクドウ

名称 山形食堂

代表者 代表
職氏名 山形一郎

網掛けの部分のみ
記入してください。

印

このことについて、標記支援金の支給を受けたいので、裏面の確認事項について同意のうえ、下記のとおり申請します。

申請金額 200,000円

該当する金額を記入してください。

申請金額について ①法人は200,000円
②個人事業主は100,000円
③個人事業主で施設等を賃借している場合は200,000円

1 申請事業者に関する事項

主たる施設等の名称	山形食堂		主たる施設等以外に山形県内に施設等がある場合は、施設等のある市町村名を記入してください。		左記以外の施設等がある場合の所在市町村名		〇〇町	
住所	〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号							
電話番号	123-456-7890		種別 ※どちらかに○	法人		法人番号 (13桁)		
事業内容	食堂		個人事業主	○	施設等 ※どちらかに○	賃貸	○	その他
施設等の種類 ※右欄から選択	①	①飲食店等 ②遊興施設等 ③映画館等 ④屋内運動施設 ⑤宿泊施設 ⑥観光地・温泉地にある店舗 ⑦立寄施設 ⑧屋外運動施設 ⑨旅行業 ⑩交通等						
日中の連絡先	固定電話	123-456-7890		携帯電話	123-4567-8910			
	E-Mail	yamagata@abc.efg.com		FAX	123-456-7890			

2 取組状況（該当するものに「○」を記入してください。）

＜自粛内容＞

- ①令和2年4月25日～令和2年5月10日の期間中、営業を自粛
②（飲食店等のみ記入）午後8時以降の営業を自粛 ※休業含む。

自粛前の夜間営業時間 午後 10 時 30 分 まで

＜検討内容＞（いずれかに「○」を記入）

- ①新たなメニューの開発やテイクアウト、デリバリー、仕出し等を検討
②施設等内の三密対策（清掃活動、消毒等）を検討
③その他、経営改善に寄与する事項を検討

3 支援金振込先金融機関の口座（申請事業者名義のものに限る）

振込先 金融機関	金融機関名	〇〇銀行	口座の種類 (✓を記入)	普通	当座	その他
	支店	〇〇支店	口座番号	1 2 3 4 5 6		
	口座名義	(カタカナ) ヤマガタショクドウ ダイヒョウ ヤマガタイチロウ				

4 添付書類の確認（もれがないか確認欄に「○」をつけて確認してください。）

- ①振り込み口座が分かる通帳の写し（口座名義(カタカナ)の記載されたページ）
②施設等を賃借している個人事業者のみ： 賃貸借契約書の写し等

＜裏面に確認事項がありますので、ご確認のうえ、ご同意願います。＞

確認事項

1 確認資料の保管について

以下の資料につきまして、添付の必要はありませんが、後日確認、提出を求める場合がありますので、令和7年度末まで保管してください。

(1) 営業実態を確認できる資料(いずれか1つ)

業種に係る営業許可証の写し、直近の帳簿の写し 等

(2) 休業(夜間営業自粛)の状況が確認できる書類(いずれか1つ)

営業自粛告知の店頭張り紙の写真(店舗の看板、店名、休業期間が確認できるもの)、営業自粛期間を告知するホームページの写し 等

2 その他

(1) 本支援金の交付決定後、次のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、支援金の全額を返還することになります。

①偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき

②山形県補助金等の適正化に関する規則(昭和35年8月規則第59号)又は令和2年度山形県緊急経営改善支援金交付要綱に違反する行為があったとき

③支援金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

(2) 次のいずれかに該当する者は支援対象者の対象外となります。

①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

②暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)

③役員等(法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員等であるもの

④暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの

⑤自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

⑥暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

⑦その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(3) 交付申請書に記載された申請者情報につきましては、本支援金の交付の目的の範囲内において、県及び申請を受付する市町村が支援金の交付事務に利用します。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として申請者に対する支援を講じる市町村(申請者の居住する市町村及び施設等が所在する市町村に限る)に対し、当該支援の目的の範囲において、申請書に記載された申請者情報を提供場合があります。